

# 北海道地域商業活性化方策の概要

## ～地域商業の活性化に向けた自主的な取組への方策～

### 第1章 策定の趣旨

本方策は、条例に基づき、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針として策定。本方策に基づき、地域のさまざまな関係者による協働のもと、地域商業の活性化に向けた積極的な取組を推進。

本方策の策定とともに、地域商業の活性化に向け、地域がその実態や特性に応じて、それぞれの発想のもとで、自主的な取組が促進されるよう、施策の展開を図っていく。

取組期間：（策定後）5年間

### 第2章 現状・課題

- 1 地域商業の縮小
- 2 高齢化の進行と後継者不足
- 3 消費者の購買意識の変化やニーズの多様化

### 第3章 取組の方向性

- 1 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進  
地域商業が抱える課題はさまざまであることから、地域ごとにその要因を分析し、地域において果たしていくべき役割を踏まえながら、地域の実態に応じた取組を促進。
- 2 関係者による連携の強化  
取組の主要な担い手である事業者、地域の関係者との橋渡し役が期待される商工団体、積極的な地域貢献活動が期待される商業施設設置者、さらには、住民が主体となって活動している町内会や社会福祉、教育、一次産業など住民ニーズと関連の深い団体などがそれぞれの役割を認識しながら一体となった取組を推進。
- 3 地域におけるまちづくりへの配慮  
地域のまちづくりのための取組と一体となって取り進めることが重要であり、特に、各市町村のまちづくりに関する計画との連携が不可欠であり、市町村との話し合いはもとより、積極的に提案していくという視点も必要。

### 第4章 目指す姿

地域商業、地域経済の活性化

道民生活の安定

地域コミュニティの活性化

### 第5章 具体的な取組の展開方策

- 1 地域商業、地域経済の活性化
  - (1) にぎわいの創出に取り組む  
消費者のニーズに対応し、個店の活力や集客力を高める取組とともに、福祉や医療、保育、教育等の各種サービスを提供できる体制づくりなどまち全体の魅力を高める取組を行うなど、個店の取組と商店街全体の取組を一体的に推進。
  - (2) 産業間の連携・協働を促進する  
周辺住民に加え、外からも集客する新たな魅力づくりに取り組むため、まちの環境や発展の歴史などを踏まえた一次産業や地元製造業など他産業との積極的な連携、協働。
- 2 道民生活の安定
  - (1) 地域に不足する業種を補完する  
事業者が共同で新たな業態の店舗を展開のほか、市町村や住民団体等との連携による不足業種の誘致などによる商業機能の維持。
  - (2) 「買い物弱者」など新たな課題に取り組む  
今後の高齢化を見据え、町内会などと連携した販売拠点の設置やケアサービスとのタイアップなど、地域と連携した「買い物弱者」への対応。
- 3 地域コミュニティの活性化
  - (1) コミュニティ機能を強化する  
地域コミュニティの主役である周辺住民の参画が不可欠。  
町内会などの住民組織との意見交換の場の設定など連携協働体制の構築が重要。  
取組を地域全体で推進する観点から大型店との協力関係を促進。